

事 務 連 絡

平成22年1月15日

附属学校を置く各国立大学法人担当課  
各都道府県私立学校主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会総務課  
小中高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

### 新型インフルエンザに関する対応について（情報提供）

1月15日付けで厚生労働省新型インフルエンザ対策本部から各都道府県等新型インフルエンザワクチン担当部局あてに「健康成人への接種開始について」（以下「厚生労働省事務連絡」という。）が発出されましたので、参考までに情報提供します（ポイントは下記のとおり）。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会、所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設及び文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

### 記

厚生労働省事務連絡において、「今後、輸入ワクチンの流通が開始されることや現在のワクチンの供給状況等を踏まえ、新型インフルエンザワクチン接種事業の健康成人への接種を開始することといたします」、「具体的には、各都道府県において、すべての優先接種対象者グループ（高齢者まで）について接種が開始されていることを前提として、国産ワクチンの次回出荷（1月29日出荷（注））分から接種開始といたします。ただし、接種開始時期は、各都道府県の判断により、接種状況等を踏まえ、それより前とすることを可能といたします。（注）医療機関に供給されるまで出荷後1週間後から10日間程度の期間を要する。」とされていること。

（別紙）健康成人への接種開始について

（平成22年1月15日 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部）

**【本件連絡先】**

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○学校保健・その他

スポーツ・青少年局 学校健康教育課 保健指導係（内 2918）

○国立大学附属学校

高等教育局 大学振興課 教員養成企画室 教育大学係（内 3498）

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課 法規係（内 2532）

○専修学校・各種学校

生涯学習政策局 生涯学習推進課 専修学校第一係（内 2939）

○社会教育施設

生涯学習政策局 社会教育課 法規係（内 2973）

○社会体育施設

スポーツ・青少年局 企画・体育課 施設係（内 2672）

○文化施設

文化庁 文化部 芸術文化課 推進係（内 3163）

事務連絡  
平成22年1月15日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 新型インフルエンザワクチン担当部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

健康成人への接種開始について

日頃より、新型インフルエンザ対策にご協力を賜り有り難うございます。

本日（平成22年1月15日）開催された、薬事・食品衛生審議会薬事分科会の審議結果等を踏まえ、健康成人への接種開始等につきまして下記のとおりといたしますのでご連絡いたします。つきましては、貴管内の関係機関及び市町村への周知をお願いいたします。

記

1. 本日開催の分科会での審議の結果、輸入ワクチン2品目について、薬事法第14条の3の規定による特例承認が1月20日付でなされることとなりました。今後、輸入ワクチンの流通が開始されることや現在のワクチンの供給状況等を踏まえ、新型インフルエンザワクチン接種事業の健康成人への接種を開始することといたします。
2. 具体的には、各都道府県において、すべての優先接種対象者グループ（高齢者まで）について接種が開始されていることを前提として、国産ワクチンの次回出荷（1月29日出荷（注））分から接種開始といたします。  
ただし、接種開始時期は、各都道府県の判断により、接種状況等を踏まえ、それより前とすることを可能といたします。

（注）医療機関に供給されるまで出荷後1週間後から10日間程度の期間を要する。

3. また、健康成人への接種を開始するに当たって、別添1及び2のとおり、「新型インフルエンザワクチンの接種に関する実施要綱」(平成22年1月15日厚生労働省発健0115第9号)及び「新型インフルエンザワクチンの接種に関する実施要領」(平成22年1月15日厚生労働省発健0115第10号)を改定しましたので、併せてお知らせいたします。

別添1及び2に示した実施要綱、実施要領については、後日、別途郵送させていただきます。

4. なお、輸入ワクチンの流通を踏まえた「新型インフルエンザワクチンの接種に関する実施要綱」の改定等については、後日改めてご連絡いたします。

以上

(別添1及び2は省略)